

長野市自然環境保全条例の手引き

【戸隠地区】

飯綱高原、大岡地区はそれぞれ別の手引きをご覧ください。

長野市

長野市環境部環境保全温暖化対策課 環境企画担当

電話 026-224-5034（直通）

FAX 026-224-5108

E-mail kankyo@city.nagano.lg.jp

みどり豊かな自然環境の保全を推進します

長野市自然環境保全条例

長野市自然環境保全条例は豊かな自然環境を保全するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な開発の誘導と自然との共生を図ることを目的としています。

生態系への配慮

人々の生活や開発行為等の影響により市内の野生動植物が減少してきています。また、国内外から動植物が人為的に移入されると、在来動植物の生息環境が乱され、地域固有の生態系が影響を受けるため、正当な理由が無く次の行為を行ってはけません。

- 自然を損傷したり汚損すること
- 動植物を捕獲、採集、損傷したり外来種を導入するなどにより生態系に著しい影響を与えること

自然環境保全地域の指定

自然環境がすぐれている地域や野生動植物の生息地等、自然環境の保全が必要と思われる地域を自然環境保全地域（以下「保全地域」）として指定します。

指定された保全地域内では建築物や工作物を新築する場合などは許可が必要となります。

また、保全地域内で 3,000 平方メートル以上の開発を行なう場合は事前に市と協議を行い、土地の形質変更を伴う場合は自然環境影響調査を行うことが必要です。その結果は広く市民に公表します。

＜自然環境保全地域に指定されている地域（平成 17 年 1 月 1 日現在）＞

飯綱高原自然環境保全地域 指定面積約 1,380 ヘクタール
(平成 15 年 9 月 1 日指定)

なお、長野市では平成 17 年 1 月 1 日の合併に伴い、戸隠地区においては「戸隠村自然保護条例」、大岡地区においては「大岡村観光開発基本条例」のそれぞれ一部を引き継ぎ長野市自然環境保全条例に統一し、この地域の良好な開発の誘導と豊かな自然環境の保全に努めています。

自然環境保全推進委員

自然環境保全推進委員を市民の中から委嘱し、協力し合いながら、自然環境保全のための情報の提供や普及啓発を推進します。

罰則規定

条例の違反に対しては、場合によって罰則を適用することもあります。また、修復が必要な場合は原因者が自ら復元することになります。

**戸隠地区で次の行為を行う場合には、
長野市自然環境保全条例に基づく許可が必要となります。**

1. 建築物その他工作物の建設（増・改築含む）

- ・延べ床面積 500 m²以上又は高さ 13m 以上

2. 宅地及び別荘開発、その他土地造成

- ・1,000 m²以上の造成、土地の形質変更
- ・1 団地 5 戸以上の造成、分譲及び新築
- ・公園、スポーツ施設等を設置する場合は 5,000 m²以上の造成、土地の形質変更

3. ゴルフ場、スキー場の設置

- ・10,000 m²以上の造成、土地の形質変更

4. 地下資源の採取

- ・採取面積 500 m²以上
- ・採取容積 1,500 m³以上

5. 土砂・土石の処分

- ・埋め立て終了時の計画面積が 1,500 m²以上
- ・埋め立て部分の最高位 5m を越える処分

6. 井戸の掘削（地下水採取の制限）

- ・地下水を採取するため井戸を掘る場合

＜許可基準＞

建築物（増・改築を含む）

1. 建ぺい率は20%以下とすること
2. 建築物外部の色彩は、原色を避け、周囲との調和を図ること

井戸の掘削

1. 既存井戸から500m以上離すこと

看板等の設置

1. 建築物の屋根上看板は設置しないこと
2. 建築物の壁面に直接塗料で書いた広告を行わないこと

駐車場の設置

1. 施設の規模に応じて駐車場を設置すること

ゴルフ場・スキー場

1. 開発地周辺は20m以上の樹林を確保すること
2. 周辺内は、自然公園法施行規則の趣意に沿うこと

＜共通＞

1. 植生・地形等の保全と修景植栽を行うこと
2. 排水路は排水能力等を考慮した規模・構造であること
3. 土地の形質変更は最小限とし、多量の土石の移動は避け、移動する場合は土石の流出防止に万全を期することとし、法面は緑化修景を実施すること
4. 街路を設置する場合は、幅員5m以上とし、雨水排出のため必要な措置をすること
5. 開発区域外公道から区域内に至る進入路は、縦断勾配が9%を超えるものは舗装の上、滑り止めをすること
6. 宅地造成は、公共用道路より10m以上、その他道路より5m以上離し、又は隣接界より3m以上を緑地帯とすること
7. 平均傾斜30度以上の土地の開発行為は行わないこと
8. 路面面積は、開発面積の10%以内を基準とし計画すること
9. 塀、その他遮蔽物は設けないこと
10. 湧水地周辺1ha以上、井戸の周辺10a以上及び河川流域両岸に幅10m以上の保護林を設けること
11. 水道施設の周囲20m以内に建築物を構築しないこと

◇ 開発行為の申請 ◇

1. 建築物その他工作物を建設する場合（増・改築含む）

2. 宅地及び別荘開発その他土地造成する場合

3. ゴルフ場、スキー場を設置する場合

4. 地下資源を採取する場合

5. 土砂・土石を処分する場合

6. 井戸の掘削（地下水採取の制限）

国立公園内で行為を行う場合は自然公園法に基づく許可申請（県）も併せて必要になります。また、開発規模等により他の法令及び条例等の適用を受ける場合があります。

◆ 申請の流れ ◆

《環境保全温暖化対策課》

開発行為

<自然環境保全条例に基づく許可申請>

自然環境保全条例許可申請書

申請

審査・受理

許可

着工

検査・確認

適正

不適

勧告・措置等

適正

不適

完了

罰則

《建築指導課》

1,000 m²以上の宅地開発

<長野市開発行為指導要綱に基づく事前協議>

1ha 以上の宅地開発

<都市計画法による開発許可申請>

建築物その他工作物の建設

<建築基準法に基づく確認>

建築確認申請